

内 日 角 区 規 約

(目 的)

第1条 本会は、快適で充実した生活が送れるように、良好な地域礼会の維持及び形成を図ることを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 区域内の住民相互の連絡と親睦を図ること
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること
- (4) 福利、厚生等に関すること
- (5) 文化、体育等に関すること
- (6) 自主防災、防火、防犯等に関すること
- (7) その他目的達成のために必要なこと

(名称)

第2条 本会は、内日角区と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、かほく市内日角の区域とする。

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、内日角公民館（かほく市内日角二丁目10番地）に置く。

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 第1条に定める本会の活動を賛助する者及び法人又は団体は、賛助会員となることができる。ただし、表決権は有しないものとする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費（内日角区費、以下「区費」という）を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 区長は、会員に特別の事情がある場合は、別途定める規定細則04（区費徴収規定）に基づき区費を減免することができる。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、区長に申し込むものとする。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれか一つに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より退会届が区長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(抛出金品の不変還)

第9条 前条に該当する者が既に納入した区費、その他の抛出金品はこれを返還しない。

(組織)

第10条 区域内に町会を置き、町会には班を置く。

(役員の種類)

第11条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 区長 | 1名 |
| (2) 副区長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 公民館長 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(6) 町会長 1名 (各町会)

(7) 相談役等 若干名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、副区長、会計及び公民館長その他の区役員の職務を兼ねることはできない。また、監事以外の区役員が、監事の職務を兼ねることもできない。

3 区長、副区長、相談役は、協議委員会委員を兼ねることができない。

4 相談役は、区長が必要と認めた場合、会員の中から推薦し選任する。

(役員職務)

第13条 区長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副区長は、区長を補佐し区長に事故あるとき又は区長が欠けたときは、区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務及び資産管理事務を担当し帳簿並びに書類を管理する。

4 区役員は、別に定める協議委員会に出席して次の事項を審議する。

(1) 町内会の役員を選出に関する事

(2) 規約の改廃に関する事

(3) 町内会費の決定、徴収に関する事

(4) 事業計画、予算、事業報告及び決算に関する事

(5) その他、重要案件に関する事

5 公民館長は、公民館運営の事務をつかさどるものとする。

6 監事は、別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況、業務執行の状況を監査する。

(2) 本会の業務執行の状況を監査すること

(3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求、又は招集すること

7 役員が任期中に欠けたときは、後継役員を区長が推薦し協議委員会の同意をもって決定する。他の区役員は、後継役員の職務を兼務できるものとする。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(町会)

第15条 第10条に定めた町会に以下に定める役員を置く。

2 町会長は町会会員の中から互選し、任期は2年とする。

3 協議委員会委員は町会会員の中から2名を互選し、任期は2年とする。

4 班長は班員の中から互選し、任期は1年とする。

(総会種別)

第16条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

第18条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(1) 規約の制定及び改廃に関する事

(2) 役員選任及び解任に関する事

(3) 事業計画及び予算の決定に関する事

(4) 事業報告及び決算の承認に関する事

(5) 区費の決定、徴収に関する事

(6) 区会の解散及び清算人の選任並びに財産処分の方法に関すること。

(7) その他、区会の運営に必要な重要事項に関すること。

第19条 通常総会は、会計監査終了後1ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第13条第6項第3号・第4号の規定による請求又は同号の規定による招集があったとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、区長が招集する。ただし第13条第6項第3号・第4号の規定によるときは監事が招集することができる。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書等をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第24条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する1世帯をもって1個とする。

(1) 前年度の事業報告と決算

(2) 新年度の事業計画と予算

(3) 役員の選出(区長、副区長、会計、公民館長、町会長、監事、相談役等)

(4) その他通常の事項

(総会の書面表決等)

第25条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第22条及び第23条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

(役員会の構成及び権能)

第27条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 前項に定める者のほか、区長は、役員会への出席が必要と認める者を出席させることができる。

3 役員会は、第13条第4号の規定により除かれた軽微事項の議決及び協議委員会に諮るべ

き事項等の調整を行う。

(協議委員会の招集等)

第28条 協議委員会は、区長が必要と認めるとき、または、会の構成員の3分の1以上の者から招集の請求があったときに区長が招集する。

(協議委員会の構成)

第29条 協議委員会は、監事を除く役員及び第15条第3号に規定する町会から選出された協議委員会委員をもって構成する。

2 区長は、役員及び協議委員会委員を除く会員から、相談役の就任を要請することができる。

3 監事及び相談役は、区長の要請がある場合には協議委員会に出席しなければならない。

4 区長は、必要に応じて会員に協議委員会への出席を要請することができる。

(各種委員会の設置)

第30条 協議委員会を円滑に行うため、協議委員会に、総務委員会、祭礼委員会、公民館運営委員会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、協議委員会に特別委員会を設けることができる。

3 前2項の委員会に関し必要な事項は、区長が協議委員会に諮って定める。

(協議委員会または役員会の定足数等)

第31条 協議委員会または役員会の定足数、議決、表決権及び書面表決等については、総会の例による。

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 区費に伴う収入

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実(銀行利息、配当、賃貸料等)

(5) その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は区長が管理し、その方法は協議委員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第34条 本会の資産で第33条各号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第35条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(1) 区会計は、一般会計、別途会計に大別され、別途会計は、特別会計、八幡社会計、公民館会計の3種に分けるものとする。

(2) 会計年度終了時、財産目録を提示する

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

3 別途定める秋季祭礼は、特別会計として、その経費の収支を計るものとする。

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得て、市長の認可を受けて変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合に解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 総会の議決
- (4) 会員の欠乏

2 総会の論決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(委任)

第40条 この規約に関し必要な事項は、総会の議決を経て区長が別に定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成30年4月2日より施行する。旧内日角区規約は廃止する。
- 2 以下の規定を細則として定め本規定と併せ施行する
 - ・ 墓地管理規則 (規則細則01)
 - ・ 公民館運用規定 (規則細則02)
 - ・ 祭礼管理規定 (規則細則03)
 - ・ 区費徴収規定 (規則細則04)
 - ・ 区申し合わせ事項 (規則細則05)
 - ・ 決裁規定 (規則細則06)

内日角区有財産目録

1. 内日角区登記済土地

No.	土地の所在地	大字	小字	地番	土地面積		場所名称
1	かほく市	内日角	木	130番1	3,886	m ²	墓地
2	かほく市	内日角	木	130番4	265	m ²	墓地
3	かほく市	内日角	西	43番1	70	m ²	墓地
4	かほく市	内日角	西	43番2	70	m ²	墓地
5	かほく市	内日角	西	48番1	70	m ²	墓地
6	かほく市	内日角	西	48番2	70	m ²	墓地
7	かほく市	内日角	西	48番3	70	m ²	墓地
8	かほく市	内日角	西	48番4	70	m ²	墓地
9	かほく市	内日角	西	48番5	70	m ²	墓地
10	かほく市	内日角	西	48番6	70	m ²	墓地
11	かほく市	内日角	西	48番7	70	m ²	墓地
12	かほく市	内日角	西	48番8	70	m ²	墓地

2. かほく市との覚書（平成29年3月16日締結）により所有権の確定した土地

No.	土地の所在地	大字	小字	地番	土地面積		場所名称
1	かほく市	内日角	二	35番1	390	m ²	雑種地
2	かほく市	内日角	ワ	103番	441	m ²	畑
3	かほく市	内日角	ワ	126番	17 8	m ²	雑種地
4	かほく市	内日角	ワ	127番	76 7	m ²	雑種地
5	かほく市	内日角	ワ	128番	12 3.3	m ²	宅地
6	かほく市	内日角	ソ	100番4	4,6 21	m ²	池沼

平成30年3月31日現在 内日角区有財産は上表の通り。